

第 2 3 次東京都消費生活対策審議会
第 5 回総会

平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日（金）
都庁第一本庁舎 4 2 階 特別会議室 A

午前 10 時 01 分開会

○消費生活部長 本日は、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本審議会の事務局を担当しております消費生活部長の山本でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

現在、東京都では、節電及び地球温暖化防止のため、軽装による執務を継続してございます。服装等につきましては御理解いただきたく存じます。よろしくをお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の出席状況について御報告させていただきます。まだ御出席の御連絡をいただいて、いらっしゃっていない方もございますが、現在御出席いただいております委員は 15 名で、このほか委任状が 6 通でございます。東京都消費生活対策審議会運営要綱第 6 に定めます、委員総数の半数以上の出席という総会開会に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本審議会は原則公開とし、総会の内容は都のホームページ等に掲載し、公表させていただきますことを御了承願います。

それでは、後藤会長、よろしくお願いいたします。

○後藤会長 ただいまから「第 23 次東京都消費生活対策審議会 第 5 回総会」を開会させていただきます。

それでは、初めに、先般の人事異動で多羅尾生活文化局長が就任されましたので、御挨拶をいただきたいと思います。

○生活文化局長 7 月に生活文化局長に就任いたしました多羅尾でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

後藤会長を初め委員の皆様方には、東京都の消費生活行政の推進に多大な御支援、御協力をいただいておりますこと、改めて厚く御礼を申し上げます。

本日の総会では、本年 5 月に諮問させていただきました「消費者被害から高齢者を見守る取組に係る都の役割と区市町村等との連携強化について」、答申への中間まとめを御審議いただく予定でございます。

この間、審議会のもとに設置された部会において、池本部会長を初め部会委員の皆様方には、熱心に御議論いただき、また短期間で取りまとめをいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

高齢者の消費者被害については、高齢者からの相談が増加傾向にあり、平成 25 年度には相談件数全体の 3 割を超えるなど、深刻な状況となっております。今後、ひとり暮らし

や夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれておりまして、さらに被害の拡大が懸念されるところでございます。

都におきましては、消費生活相談や悪質事業者の指導・処分を行うとともに、今年度の新規事業として、宅配事業者等と連携し、高齢者世帯に注意喚起情報を直接、声かけしながら届ける取り組みを進めているところでございます。さらに一層の取り組み強化を図っていくためには、諮問させていただきましたように区市町村と連携して見守りを進めていく必要がございます。

委員の皆様方におかれましては、本日の審議をはじめ、最終答申に向け、日ごろ携わっておられる現場の視点から、また、それぞれ専門のお立場から、見守りの充実強化に向けた都の役割や連携のあり方等について、御意見、御提案を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○後藤会長　続きまして、前回の総会以降に委嘱されました委員、専門員の御紹介を事務局からお願いいたします。

○消費生活部長　それでは、前回５月の第４回総会以降に御就任いただきました委員及び専門員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の資料１の委員名簿をごらんください。

まず、都議会議員の３名の委員の交代がございましたので、御紹介させていただきます。

崎山知尚委員でございます。

島田幸成委員でございます。

堀宏道委員でございます。

次に、矢野洋子委員にかわりまして、東京都消費者団体連絡センター事務局長の橋本恵美子委員でございます。

また、部会における検討から専門員として就任いただきました、東洋大学社会学部教授の小林良二専門員でございます。

任期につきましては、東京都消費生活条例第４５条第５項の規定に基づき、任期は前任者の残任期間となりますので、平成２８年５月１９日までとなります。

本来でしたら、お一人ずつ委嘱状をお渡しすべきところでございますが、恐縮ながらお手元に配付させていただいております。御了承いただきたいと存じます。

また、都の幹部職員であります幹事及び書記の交代、追加がございました。新たな幹事・

書記につきましては、資料２の名簿の配付をもって紹介にかえさせていただきます。前回の総会より、新たに就任した者に下線を引いてございます。

以上でございます。

○後藤会長　ここで、多羅尾局長は他の公務のため退席をされます。

○生活文化局長　まことに申しわけございません。

(生活文化局長退席)

○後藤会長　それでは、議事に入る前に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○企画調整課長　企画調整課長の赤羽でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料１が委員名簿でございます。

資料２が幹事・書記名簿でございます。

資料３が、ちょっと厚い冊子になっておりますけれども「中間のまとめ（案）」でございます。

資料４がＡ３判２枚のものになりますが「中間のまとめ（案）概要」でございます。

その他、参考資料といたしまして、①が「諮問事項及び諮問の趣旨」、②が「消費生活対策審議会　今後の予定」でございます。

また、資料とは別に、先般の条例改正を反映いたしました条例啓発冊子「消費生活条例と私たち　平成２７年版」と、今、局長の挨拶にもございました、宅配事業者と連携して高齢者世帯に直接注意喚起を行う「悪質商法注意喚起プロジェクト始動！」というプレス資料とリーフレットをお配りさせていただいております。

以上でございます。

○後藤会長　それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

審議に入ります前に、簡単にこれまでの当審議会の経過についてお話をさせていただきます。

諮問事項であります「消費者被害から高齢者を見守る取組に係る都の役割と区市町村等との連携強化について」は、本年５月２９日に知事から諮問を受けました。

諮問の趣旨について、改めて事務局より説明をお願いいたします。

○企画調整課長　それでは、諮問の趣旨について御説明いたします。参考資料①「諮問事項及び諮問の趣旨」というＡ４判のペーパーを御用意いただければと思います。

諮問事項

「消費者被害から高齢者を見守る取組に係る都の役割と区市町村等との連携強化について」

諮問の趣旨

都内の高齢者からの消費生活相談件数は年々増加傾向にある。東京では、今後、高齢者の単身世帯や、高齢者夫婦のみの世帯の増加が予測されている。

一人暮らしや夫婦のみの高齢者は、周囲の目が届きにくく、地域でも孤立しがちなため、悪質事業者狙われ被害に遭いやすく、被害に遭った場合も発見が遅れ、被害が拡大する懸念がある。

このような状況から、昨年度、審議会から、高齢者の身近でサービスを提供する区市町村において福祉部門の見守りネットワークが形成されている場合も見受けられるため、これらのネットワークに消費者被害防止の観点を加えるなどの連携を実現し、高齢者の消費者被害の防止に向けた対策を積極的に取り組むべき旨の提言をいただいたところである。

また、都としても昨年度策定した「東京都長期ビジョン」において、高齢者の消費者被害の防止に向けて、地域で高齢者を見守るためのネットワークの構築を政策目標として位置付けたところである。

これらを踏まえ、今後、消費者被害から高齢者を見守る取組に係る都の役割と区市町村等との連携強化について諮問するものである。

以上でございます。

○後藤会長 ありがとうございます。

この諮問事項を専門的に審議するために、池本委員を部会長とする部会を設置し、これまで御審議、御検討いただきました。

そして本日、部会でまとめていただいた「中間のまとめ」について、御報告いただくことになった次第です。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、資料3の「中間のまとめ」を御説明させていただきます。

まず、資料3の1ページをおめくりいただきまして「目次」をごらんください。

こちらの報告書は、4章で構成されております。

まず第1章は「東京の高齢者の消費者被害を取り巻く状況」といたしまして、東京の高齢者の状況と将来予測、高齢者の消費者被害の現状と課題を記述しております。

第2章は「消費者被害防止のための高齢者を見守る取組の現状と課題」といたしまして、各区市町村における高齢者等の見守りネットワークの構築状況や課題など、また、消費生活センターや福祉部門の高齢者等の見守りネットワークの仕組みを説明しております。

第3章は「消費者被害防止のための高齢者見守りを進める上での基本的考え方」をまとめ、第4章におきまして「東京都及び区市町村が取り組むべき方向性」を記述しております。

では、3ページをお開きください。「第1章 東京の高齢者の消費者被害を取り巻く状況」でございます。

ここでは、東京の高齢化の現状と将来予測を記載しております。高齢者人口は増加が続 き、平成47年には約377万人、高齢化率で言いますと29.8%に達し、大幅に増加 し、また、後期高齢者は約198万人に達すると予測されている状況でございます。

続いて4ページですけれども、東京の世帯の推移では高齢者のひとり暮らしが多く、平成47年には約104万人に達すると見込まれております。また、ひとり暮らしと高齢者夫婦世帯を合わせると、平成47年には約170万世帯を超え、総世帯のうち4世帯に1世帯はこのような世帯となるということが見込まれている状況をグラフとともに示しております。

「2 高齢者の消費者被害の現状と課題」でございます。都内の消費生活センターなどに寄せられた高齢者の消費生活相談件数の現状でございます。5ページのグラフをごらん いただきますと、ここ数年、3万件を超えておりまして、平成26年度には4万件に近い 件数となっております。こちらの平均契約金額も、59歳以下の相談における平均契約金 額と比較するとおよそ100万円近く高額となっている状況を説明しております。

6ページの下グラフでは、80歳以上は約4割が家族やホームヘルパー・ケアマネジ ャーなどから相談が寄せられている現状を示しております。

7ページの「(2) 高齢者の消費者被害に関する調査から見る悪質商法被害経験」でござ います。70歳以上の高齢者に対する、高齢者の消費者被害に関する調査では、全体の5. 7%が被害に遭った、契約した、またはお金を支払ったことがあるとしておりまして「被 害はないが、請求又は勧誘されたことがある」が31.6%という結果でございました。 約4割が何らかの危険に遭遇している状況でございます。

8 ページになりますけれども、この被害に遭ったことがある方の約 5 割が「何もしなかった」としておりまして、その理由は「自分にも責任があると思ったから」と回答した方が 62.8%と最も多く、勧誘されたが、被害に至らなかった方の理由は「その商法の手口を知っていたから」が最も多くなっております。

9 ページをお開きください。「(3) 高齢者の消費者被害の課題」といたしましては、高齢者を狙う手口はさまざまなものがあり、被害に遭っても相談等の行動に移さない場合が多く、泣き寝入りする高齢者が多数いることが推測されます。

また、高齢者は加齢に伴う判断能力の低下に加え、判断材料となる十分な情報を持ち合わせていないことや将来に対する不安などにより、被害に遭うケースが多いとしております。

これらのことから、高齢者を消費者被害から守り、被害を拡大させないためには、地域の日常的な見守りの取り組みが必要であり、加えて、商法の手口の紹介など、高齢者への情報提供・啓発も必要になるということが記述されております。

10 ページは、高齢者に多い相談事例。また、最近のマイナンバーに関連する相談を含め、5 件の事例を挙げております。

11 ページは「第 2 章 消費者被害防止のための高齢者を見守る取組の現状と課題」でございます。

「1 各区市町村における高齢者等の見守りネットワークの構築状況」では、平成 27 年 6 月に、本文中は「4 月」となっておりますが、これは誤記でございまして「6 月」に訂正をさせていただきたいと思っております。6 月に行いました現況調査結果を掲載しております。現況調査は「高齢者の消費者被害のための地域におけるしくみづくりガイドライン」の 4 つの要件に基づき設問を作成しております。

調査結果の概要は、巻末に A 3 判の集計表を添付いたしましたので、後ほど御確認をお願いいたします。

12 ページに続きますけれども、このネットワークでは多くの区市では、見守りの対象者を「65 歳以上の高齢者」など、年齢を要件に幅広くとらえており、このほか、障害者など支援が必要な人を見守りの対象として加えている区市もございました。

回答のあった 61 区市町村につきまして、状況に応じた傾向を見るために、A から D までの 4 つのグループに分類いたしました。

グループ A では、福祉部門で見守りネットワークが構築されているが、構成員の中で、

消費者被害への対応がネットワーク本来の役割としては特に意識されていない区市で、6区11市ございました。

Bに該当するグループでは、福祉部門で見守りネットワークが構築されており、構成員の中で、消費者被害への対応が意識されている区市で、14区12市。

また、Cのグループでは、消費生活部門で見守りネットワークが構築されておりますが、構成員は福祉部門の見守りネットワークの構成員と重なっている区市で、2区3市ございます。

Dといたしましては、多摩西部や島嶼の町村で、5町8村でございます。

13ページの「2 各区市町村における高齢者等の見守りネットワークの課題等の傾向」でございます。現況調査で回答された「高齢者の見守りネットワークの取組を進めていく上での課題」や「取組を進めていくための都への要望」について、グループごとの回答の傾向をあらわしております。

グループAでは、消費者被害の対応は意識していないとしているところですが、これらの区市では「生命にかかわる安否確認に比べ、消費者被害防止の優先度が低い」「消費生活センターでどのような対応ができるか、関係者に十分理解されていない」などを課題といたしまして、消費生活部門と福祉部門の基本的な相互理解に関する部分が大きな課題として捉えられております。

グループBでは、福祉部門の見守りネットワークで消費者被害の対応を意識している区市でございますが、その多くから「都の福祉部門から区市町村の福祉部門への働きかけ」が都への要望として挙がっており、消費生活部門と福祉部門の連携や相互の理解がまだまだ十分とは言えない状況がうかがえました。

また、グループBと、消費生活部門に見守りネットワークを構築しているグループCでは「福祉サービスを受けていない単身や夫婦のみの高齢者の情報を得ることが難しい」ことを課題として挙げておりまして、見守り関係者や行政との接点が乏しく、介入のきっかけがない高齢者に対して、どのように対応するかを大きな課題としている状況でございます。

各グループに共通する課題といたしましては「家の外からでも発見可能な安否確認に比べ、消費者被害の発見は難しい」ということが挙げられ、共通する都への要望については「先進事例集の配布」「情報交換の場の提供」が挙がっておりまして、次に進むべき方向性や他区市の状況を確認しながら、見守りネットワークの機能の充実を図ろうと考えている

ことがうかがえました。また「啓発グッズの充実及び区市町村への提供」につきましても、いずれの区市においても都への要望として多く挙げられております。

14ページの「3 消費生活センター（消費生活相談室・消費生活相談窓口）の取組の現状」といたしましては、消費生活センターの主な役割や各区市町村の設置、相談業務の状況等を説明しております。

「4 福祉部門の高齢者等の見守りネットワークのしくみ」を説明しております。15ページの図でお示しするとおり、福祉部門の高齢者等の見守りネットワークは、区市町村が整備したネットワーク基盤をもとに、地域包括支援センターと地域住民がそれぞれの役割に応じてネットワークを構築しておりまして、相互のネットワークが連携することによって有効に機能するという説明でございます。

地域包括支援センターは、高齢者見守りの総合窓口として、個々の高齢者の状況に応じて、専門的な見守りや医療・介護サービスの提供など、必要な対応につなげ、地域住民は、地域のネットワークを形づくり、ネットワークの一員として、高齢者等の異変に気づいた場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡・相談を入れることとしております。

地域包括支援センターは、生活圏（おおむね人口2～3万人）に1カ所設置されておりますけれども、業務量が大変多いため、現在、東京都福祉保健局では「高齢者見守り相談窓口設置事業」を実施しておりまして、16ページのイメージ図になりますけれども、この地域包括支援センターと連携した見守り活動を実施することを推進しております。

17ページの「第3章 消費者被害防止のための高齢者見守りを進める上での基本的考え方」でございます。

「1 消費者被害防止に関する消費生活部門と福祉部門の認識の共有」では、消費者被害防止の優先度が低いことや消費生活センターの役割が十分理解されていないことは、福祉部門に対して、消費生活部門からの情報提供や連携の働きかけが十分ではないとしながら、福祉部門とは別に、新たに消費生活部門の見守りネットワークを構築して、消費者被害防止に特化した見守りの担い手を確保することは現実的ではないという整理をしておりまして、既存の福祉部門の見守りネットワークが、消費者被害防止にも取り組んでいけるようにするためには、まず福祉部門から見ても、高齢者の見守りにおける消費者被害防止の意義が理解されることが重要であるとしております。

悪質事業者から高齢者を守り、高齢者が住みなれた地域で自分らしく生き生きと安心して暮らせる社会を構築するためにも、高齢者への支援の一つとして、見守りを通して高齢

者の消費者被害を防ぎ、被害の回復を行っていくことが必要であり、これは消費生活部門と福祉部門が連携する上で共有できる基本的な考え方であるとしています。

18ページになりますけれども、消費生活部門、福祉部門、それぞれの取り組みを進めるためには、相互に理解を深めながら連携を強化していくことが必要になっているとしております。

「2 消費生活部門と福祉部門を確実に『つなぐ』しくみづくり」でございます。現況調査を見ても、それぞれの区市の課題の捉え方もさまざまであるため、見守りネットワークにおける消費者被害防止の位置づけを明確にして、見守り関係者からの情報を確実に消費生活センターに「つなぐ」仕組みが必要であるといったしまして、福祉部門の見守りネットワークでは、生活の異変については、一元的な窓口として、地域包括支援センターや高齢者見守り相談窓口相談・通報し、地域包括支援センターでは専門的な窓口や医療・介護のサービスの提供など必要な対応につなげております。

福祉部門にとって、消費生活センターは高齢者生活全般の見守りネットワークを構成する一員であり、ここでいう「専門的な窓口」の一つであるけれども、この消費生活センターの役割や対応が十分理解されていないため、消費生活センターから地域包括支援センターなどに対して十分な情報提供を行う必要がある。

また、消費生活センターも地域包括支援センターや高齢者見守り相談窓口の位置づけや機能等を理解し、相互理解を進め、確実にスムーズにつなぐ仕組みを構築することで、消費者被害防止の取り組みの定着・拡大も期待できるとしております。

19ページになりますけれども、加えて、見守り関係者からの情報提供も重要な要素になるため、見守り関係者に対して消費生活センターが気軽に相談できるなど、ハードルを下げていくような働きかけを進めていくことが必要になるということを述べております。

20ページは、消費生活センターから地域包括支援センターにつないだ相談事例といったしまして、ひとり暮らしの高齢者が未公開株などの投資詐欺に繰り返し遭い、多額の借金を背負った状況でセンターに相談があったため地域包括支援センターにつないだ事例を掲載しております。

21ページで「第4章 東京都及び区市町村が取り組むべき方向性」でございます。

「1 見守りネットワークの主体としての区市町村の取組」で「(1) 見守りネットワークにおける現状・課題の把握と消費者被害防止の位置づけの明確化」でございます。高齢者等の見守りネットワークの取り組み状況や消費生活部門と福祉部門の連携の度合いにつ

いては、区市で大きく異なります。

見守りネットワークの主体である区市町村には、みずからの見守りネットワークの現状と課題を把握することが重要であり、また、他地域の取り組み状況との比較や、取り組み事例を参考にすることも効果的であります。特に、消費者被害の対応を意識することに至っていない区市については、見守りネットワークによる消費者被害への対応を明示的に位置づけ、積極的な取り組みを進めることが期待されるとしております。

「(2) 消費生活部門と福祉部門の連携の推進」でございます。消費者被害防止の対策は、高齢者福祉を進めていく上での考え方に通じるものであり、両部門で共同して行うべき対策であるという理解を共有し、連携する基礎を固めていくことが必要である。

その上で、見守りネットワークで把握した消費者被害を消費生活センターに確実につなげる仕組みを構築することが重要であり、この高齢者等の見守りネットワークの仕組みを構築するためには、区市町村の中で消費生活部門と福祉部門が組織立って継続的に連携することが必要であるとしております。

22ページの「(3) 見守り関係者等地域への情報提供」では、消費者被害に関する情報が地域の見守り関係者や高齢者本人には当事者の実感として伝わってこないということもあるため、当該地域で具体的に起きたことを伝え、この情報提供をきっかけに、さらなる消費者被害の「気づき」にもつながり、また、それが消費生活センターに確実に「つながる」きっかけとなっていく効果も期待できるとしております。

「2 東京都の役割」で「(1) 区市町村への支援」でございます。

23ページの「ア 見守りネットワークの強化」の「①消費者安全確保地域協議会の設置支援」でございます。改正消費者安全法では、高齢者などの「消費生活上特に配慮を要する消費者」の見守りなどの取り組みを効果的かつ円滑に実施するための消費者安全確保地域協議会を組織することができるとされまして、この地域協議会では、構成員が見守り対象者の個人情報を必ずしも本人の同意がなくても共有することが可能となります。こういったことから、課題とされている個人情報共有の解決策となることが期待されるとの認識を示しております。

これにつきまして、都は区市町村に対しまして、既存の高齢者等の見守りネットワークの枠組みを活用することで大きな負担感なく地域協議会が設置可能であることを周知していく必要があるとして、また、さらにネットワークの機能強化のために、地域協議会の設置に向けて取り組む意向がある区市町村に対しては財政面・人材面での支援を実施してい

く必要があることを記述しております。

また、個人情報に関しましては、セキュリティの確保に十分留意する必要があることを明記しております。

「②高齢者見守り人材等の育成支援」では、見守りネットワーク関係者に実施する講座や研修では、消費生活センターに気づいたことを伝えることを中心に内容を工夫していくことが必要であるとしております。

次に24ページになりますけれども、地域住民が隣人の被害を消費生活センターへ直接連絡することは抵抗感があるとされておるため、住民と行政の中間に位置する見守り関係者には、住民から得た情報を地域包括支援センターや消費生活センターに「つなぐ」ことの必要性についても講座や研修で伝えていく必要があり、これらの講座は、区市町村で対応できない場合は、都が補完する形で実施するなど、支援する必要があります。

また、消費者被害を受けた高齢者が、身近な親しい友人などにその事情を伝えることも少なくないことから、都は見守り見守られる関係にある高齢者向けに出前寄席等を通じて必要な情報の提供を行うことも重要であるとまとめております。

24ページの「イ 消費生活部門と福祉部門との連携強化に向けた働きかけ」ですが、消費生活・福祉各部門における消費者被害防止についての認識の共有や各部門相互の実情等の理解を図り、見守りネットワークにおける消費生活部門・福祉部門の連携を強化していくためには、都の消費生活・福祉各部門から区市町村の各部門に対し働きかけを行っていく必要がある。

例えば、都の消費生活部門は、都の福祉部門が各区市町村を集めて行う会議に出席し、施策の説明等を実施することや、両部門がそれぞれ実施する研修のカリキュラムにそれぞれの内容を相互に組み込むことが考えられるとしております。

25ページの「ウ 見守りネットワークの自己評価等を通じた取組の促進」でございます。区市町村が取り組みの現状や課題を把握することが重要であるため、都は区市町村が自己評価するためのチェックシートを作成し、区市町村に提供する方法が考えられるとして、都は区市町村の自己評価結果を集計し、集計した全体の状況を各区市町村にフィードバックしていく。そういったことで、区市町村はみずからの取り組みのレベル感を把握することが可能となり、取り組みの充実強化に向けたきっかけとすることができるとしております。

都は、他の区市町村における取り組み事例の提供など必要な助言、さらに区市町村から

の要望の多い意見交換の場を提供していく必要がある。この意見交換の場は、ブロック単位で設けるなど、実質的な意見交換ができる工夫を行う必要があるとまとめております。

「(2) 高齢者の見守りネットワークを補完する取組」でございます。福祉サービスを受けていない高齢者への対応といたしまして、高齢者の自宅を訪問する宅配等の民間事業者と連携して、悪質商法の新たな手口や消費生活センターの情報を高齢者本人やその身近な人に提供することも有効である。この情報提供の取り組みを都は今年度試行的に実施し、その結果を検証して来年度から本格的に実施していくとしており、区市町村の見守りネットワークを補完する効果的な取り組みと言える。この取り組みが継続して実施されていくためには、民間事業者が取り組みやすい仕組みや取り組む上でのインセンティブ等に配慮する必要があるとしております。

「(3) 東京都長期ビジョンで掲げた目標の詳細化等」で、26ページでございます。都は「東京都長期ビジョン」におきまして、2024年度までに全区市町村に構築することを目指して掲げております。個々の区市町村の取り組み状況がさまざまであることから、目標達成に向けては、一律の見守りネットワークの構築を目指すのではなく、各区市町村の実情を踏まえた目標の詳細化とともに、中間点である2020年度、目標年度である2024年度といった時点を考慮した検討も行う必要がある。

以上のように、消費者被害防止のため、見守りネットワークの機能の充実を行う直接の主体は区市町村になりますが、都は区市町村への支援を充実させていく必要がある。区市町村によっては、防災や防犯などを含めた総合的な見守りシステムを構築しているところなどさまざまであるため、都は区市町村の地域の実情に応じて、構築・運用状況が大きく異なっている見守りネットワークについて、きめ細かに把握し、区市町村への適切な支援や補完に積極的に取り組むよう期待するとまとめております。

大変雑駁ですが、以上でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明内容について、部会長であります池本委員から補足、コメントなどをいただけますでしょうか。

○池本会長代理 池本でございます。

全体像については、今、要領よく御紹介いただきましたので、特に皆さんに着目していただきたい点、あるいはここまで、中間取りまとめをするところまでの苦勞といたしますか、少し問題意識を共有していただきたいと思います。

11ページ、12ページにありますように、既に平成19年にガイドラインというものをつくって、見守りネットワークの構築を区市町村で進めようということを提起しております。今回、部会で議論するときにも、今、区市町村がどういうところまで進んで、どこがネックになっているのか。そこについて、本当に機能するようにするためには何を都はすればいいのかということを、まさに手探りで議論を始めました。

その意味で、事前のアンケート調査を実施していただいて、その取りまとめをした、後ろに資料をA3判でとじてありますが、こういった区市町村アンケートによってグループをA～Dというふうに分けて、それぞれの部門での問題意識や課題をどう考えておられるかというのが13ページにまとまっています。

そういうものをまず整理しながら、実情を分析し、それから、都の取り組むべき課題を議論するという手順でやってまいりました。

それで、先ほどの御紹介にもありましたが、ちょっと乱暴に言いますと、新しい制度提案とか新規事業の提案という形ではない、ある意味、一見地味な、しかし実務的にきめ細かなところを一つ一つ提起し、取り組み、課題をまとめるという作業となりました。

そもそも、この部会で議論する私たち自身も、平成19年、平成20年ごろに提起したころからこの数年間で、福祉の部門ではどういう形で見守りネットワークが広がってきているのかという情報も十分理解ができているとは言えませんし、消費生活部門でどういう体制で、消費生活センターへ行けばどこまでやってくれるのかという、存在だけではなくて機能面を福祉の関係者に理解してもらわないとそこへつなぐということにはならないのだということで、そのあたりをどう区市町村に伝えていくかという議論もしました。

その意味では、部会の中で小林専門員が福祉部門については非常にお詳しいことで、最近の都内全体での取り組みの状況などを教えていただきまして、それを取り込むということをしていたしました。それは14ページの「4 福祉部門の高齢者等の見守りネットワークのしくみ」から15ページ、16ページですが、そのときに私たちも気づいたのは、消費生活センターは各区市町村に1カ所ありますが、地域包括支援センターはもう少し小さい単位、2～3万人に1カ所というふうに、1つの区の中にたくさんあるわけです。そうすると、地域包括とつながるといっても、実はそれ自体が幾つかのところをそれぞれ連携しなければいけない。では、どうするのか。あるいは区市町村の中の地域包括センターと一緒に集まる機会があれば、そこへまず行くとかそういうことを、まず実態を理解した上で連携を進めなければいけないということがわかりました。

それから、この議論の中で、15ページの下から16ページに書いてあります、地域包括支援センター、福祉の部門でもいろいろな課題、例えば何か災害が起きた時の見守りであるとか、さまざまな分野でこの高齢者の見守りネットワークというものが期待されていて、地域包括支援センターはあれもこれもあって大変なのだという事も知りました。

それで、新しいその部門での事業として高齢者見守り相談窓口というものをつくって、高齢者福祉のいろいろな関係者から情報が寄せられる。これは、どういう部門にどうつなげばいいのかがわからなければここへ相談しなさいというのが高齢者福祉の部門の中で一つのポイントとしてつくられている。だとすると、そこで紹介してもらう先の専門窓口として消費生活センターというものをきちんと位置づける必要があるのではないかという議論をいたしました。それが18ページであります。

消費生活部門と福祉部門をつなぐときに、どうしても消費生活のことばかりやっている私たちからしますと、消費生活センターが周りにあって、いろいろ連携先の一つで地域包括とか、そういう絵を描きがちなのですが、もっと規模も大きい福祉の部門からすれば、高齢者の生活全般の見守りがあって、その中で異常を発見したことの専門的な連携先の一つで消費生活センターがあるのだ。そういう構図をやはり私たちのほうが理解をした上で、連携を進める必要がある。そういうことがここで出ております。

その上で第4章、21ページ以下ですが、では、区市町村に対しては何を期待し、そして一番大事な、東京都は何をしなければいけないのかというのが23～24ページということになります。

特に23～24ページで申し上げますと、実はここで出てくる課題というものは、先ほど13～14ページのところで、区市町村に対してアンケートをして、それぞれのアンケートの集計とともに、東京都に何を期待するかということも、東京都に向けた要望ということも聞いております。そのあたりをきちんと受けとめて、では、東京都は何をやるかというのが23～24ページにあるというふうに見ていただければと思います。

それで、平成26年の消費者安全法改正で、消費者安全確保地域協議会をつくれということが法令上定められたのですが、区市町村でこれがなかなか進んでいない。それを、先ほど申し上げましたように、センターがあって、地域の関係者へ新規に、新しい協議会をつくらなければいけないと思えば非常に重たいことですし、福祉の部門もそうそう、それとは別に、またそちらへ行くのですかという感じで重たく感じますけれども、むしろ福祉

の部門でやっているネットワークの中の専門的な一部門として加わって、そして個人情報の共有も可能なこの地域協議会として、こちらはこちらでそういう位置づけをさせてもらうというふうに考えていけば、もっとそれほど負担感なく地域協議会という形で運用可能なのですということを提起しています。

②のところは、地域の住民がいきなり近所の人を発見して、それを消費生活センターへといっても、他人事をなかなか情報提供というのは負担感があると思いますから、福祉の関係者につなぎ、それが地域包括なり先ほどの相談窓口なりを通じてセンターに来るという流れをイメージして進める必要がある。

③のところは、どちらかといいますと、先ほどの連携が進んでいる中のグループCのあたりでは福祉の関係者が直接、定期的に巡回しているところではない、それ以外のひとり暮らしのところへちょっと行ってお話をするというときにも、何か会話のきっかけになるグッズがあればいいとか、そういう要望があったので、そういうところもきちんと受けとめて、使えるものを消費者部門で準備したらどうかという提起があります。

イのところでは、これはグループBから出た課題なのですが、区市町村レベルで消費者部門から福祉の部門へつなぐといっても、なかなか相互理解をどう広げていくかがうまく進んでいないということもありましたので、都の福祉部門が都内の区市町村を集めて行う会議のところへ、都の消費者部門がそこへ押しかけていって、こういう取り組みをそれぞれで進めてくださいということを都のレベルから区市町村の福祉部門と消費者部門にそれぞれ発信して、そして区市町村レベルでまたつながっていく。こういうことを期待しよう。こういう取り組みも提案しています。

それから、ウのところは、それぞれの区市町村はやはりほかがどこまでやっていて、さらに何をやればいいのかということが見えないと困りますので、自己評価チェックシートのようなものをつくってはどうか。それで自己評価チェックをしてもらって、それを集計して情報提供すれば、うちはまだこの辺が足りないのだということを理解していただいて、新しい動きになっていくのではないかとということです。

(2)(3)は、さらに見守りネットワークを補完するために民間事業者との連携のこと。そして(3)は「東京都長期ビジョン」と今回のこの提案の位置づけですが、一律の見守りネットワークということではなくて、やはりそれぞれ実情が本当に違いますので、きめ細かなことをこれからやっていくという意味で関連性を示した。こういうものでございます。

ぜひ、皆さんからもさらに、こういう点も具体的な実務的課題としてあるということがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ただいまから御意見をいただくことになりますが、審議の進め方について申し上げます。

事務局から説明がありました「中間のまとめ（案）」の章単位で議論の時間を区切らせていただきまして、最後にもう一度、振り返りの時間をとらせていただくことにいたします。

まず「第1章 東京の高齢者の消費者被害を取り巻く状況」と「第2章 消費者被害防止のための高齢者を見守る取組の現状と課題」ですが、これらは高齢者見守りネットワークを進めていく上での前提の部分となりますので、あわせて議論をしていただきたいと思います。

それでは、第1章、第2章につきまして、御発言いかがでしょうか。

どうぞ。お願いします。

○里吉委員 本当に短時間でここまでまとめていただいて、専門部会にはすごく頑張っていたのだというふうに感謝申し上げます。

それで、8ページ、9ページのところで、消費者被害に遭った場合の「何もしなかった」という方が45.5%で、その「何もしなかった」理由が「自分にも責任があると思ったから」ということでまとめていただいているのですが、消費生活センターがどれだけ理解されているかということが前提にあって、数は少ないですけれども、相談しても解決すると思わなかったとか、そういうこともあって、余り知られていないといえますか、そのことについても何かアンケートといえますか、高齢者の方に対して消費生活センターを知っていますか、相談したらどういう相談に乗ってもらえるか知っていますかということを聞くと、結構皆さん御存じないといえますか、何か悪徳商法の情報を提供するところというふうに思っている方も私が知っている高齢者の方ではいまして、情報を集めるところといえますか、被害があって、自分は払ってしまっていて終わってしまっていて、その後でほかの人が被害に遭わないために情報を提供するみたいな理解をされている方も結構いらっしゃるのですよ。

ですから、そういう意味では、このアンケートの結果だけでは見えないのですけれども、そこら辺も何かの機会に調べていただくといいかなと1つは思いました。

それで、福祉分野の方ももしかしたらそういう方が、勉強されていない方がいらっしゃる

るかもしれないというふうに、これは蛇足ですが、思いました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

よろしくお願いします。

○西田委員 今回の委員の発言と関連するのですけれども、この9ページの下から2行目ぐらいに書いてありますが、「商法の手口を知っていたので被害に至らなかった」と答えられていて、これは、被害防止（周知など）の取り組みが一定の効果を上げているように見えます。そこで、悪質商法の手口を知ったチャネルであるとかメディアは何なのかということが分かると、今後どういうところを強化しなければいけないかという施策にフィードバックがかけられるようになると思います。後ほどそういう都の施策評価というものも大事ではないかという話が出てくるかもしれませんが、施策の事後評価に関係して、悪質商法の手口をどのように知ったかの調査は大事だと感じました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

よろしくお願いします。

○飛田委員 16ページですけれども、高齢者見守り相談窓口と地域包括支援センターの連携ということがここで描かれていまして、実際にもう動き出しているものと思われますが、現状では、その進捗状況はどのような状況でしょうか。教えてください。

○後藤会長 都で担当の方いかがですか。

どうぞ。

○池本会長代理 あるいは小林専門員に、もしおわかりであれば、一番お詳しいかと思えますので。

○後藤会長 それでは、小林専門員から、どうでしょうか。

○小林専門員 事務局はおられないのですか。

○後藤会長 まず、都のほうから御説明いただいて、その後、小林専門員からということによろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

○消費生活部長 どれぐらい連携ができているかということでございますけれども、こちらの現況調査をさせていただいた中では一応、ちゃんと明確に消費者部門と福祉部門とが連携することが位置づけられているところというのは、ここにありますとBグループとな

るわけなのですが、実態的にはほとんどの区市で消費者被害があった場合、見守り関係者から通報があって、消費生活センターのほうにつながっているという実績がございます。

ですので、実態的にはつながりはできているのかなと思っておりますけれども、ただ、それがちゃんと意識づけられてできていないところもあるようですし、全てがどうもつながっていないという、いろいろな隘路があるようですので、その辺がこれからの課題というふうに我々としては感じております。

○飛田委員 ありがとうございます。

○後藤会長 ありがとうございます。

小林専門員からいかがでしょうか。

○小林専門員 小林でございます。

ただいまの御質問は、15ページ、16ページのネットワークの図なのですけれども、福祉の領域で言いますと、見守り相談窓口が地域包括支援センターとそれに付設する形でつくられております。右側の「高齢者見守り相談窓口設置事業」という、この2つの仕組みで東京都は動いてきているのですが、その関係ということでよろしいのでしょうか。そうではなくて、今の消費部門との関連をお聞きになったのでしょうか。どちらでしょうか。

○飛田委員 ここの包括支援センターと高齢者見守り相談窓口を主にお聞きしたのはです。

○小林専門員 わかりました。

御案内のことですけれども、15ページの下から6行目ぐらいのところに地域包括支援センターがかいてありますが、これはもう御案内の通りで、市町村内にたくさん設置されており、地域でいろいろな総合相談を受けるという仕組みになっています。

次の、字が小さいのですけれども、注10が一番下のところにありまして、平成22年度から実施されてきた「シルバー交番設置事業」。これは猪瀬副知事の時代につくられた仕組みです。これが平成27年度からは「高齢者見守り相談窓口設置事業」となりまして、今年度4月では15区市町村の55地区で実施されています。

先ほど御案内がありましたように、地域包括支援センターの仕事が本当にふえて、手がいっぱいになってしまって、なかなか動けなくなっているということもありますし、ある意味では地域包括支援センターよりももっと住民に近いところで、住民が気軽に相談できるような場所と、それから、こちらから出かけていって訪問したり相談に応じるというような、今の言葉で言いますとアウトリーチといいます。そういう仕組みをつくろうということで始まりまして、今はまだ15区市町村55地区ですから、とても足りないの

ですが、最近では手を挙げる自治体、区市町村がふえていると伺っております。

これが整備されますと、全然また違ってくる。つまり、主に介護保険のサービスを中心とする相談ではなくて、もっと住民の身近なところで相談を受けたり訪問したりします中で、これからの福祉の仕組みにとってはかなり重要だと思います。私自身この事業の幾つかにかかわっていますので、大変関心を持って見ております。

そんなところでよろしいでしょうか。

○飛田委員 はい。急速に広まりつつあるということでしょうか。

○小林専門員 区市町村の財政状況によるなど、いろいろな事情があるようですが、都のほうでも鋭意、設置を進めていると伺っています。

○飛田委員 ありがとうございます。

○後藤会長 ただいまの点について、池本部会長、何か補うことはございますか。

○池本会長代理 はい。今の高齢者見守り相談窓口という事業は、この部会での議論の中で今のように御紹介いただいたところなのですが、それぞれの区市町村の消費生活センターが自分の地元にもそもそも、この事業を展開されているのかどうかをまず確認して、あればそこへまず取り込んでいくことは有効かなという議論を部会の中でもしました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに何か。

よろしくお願いいたします。

○崎山委員 この諮問を受けて、前提となるものがあって、私はこの数字を見て、7ページのアンケート調査なのですが、これはこの数字が果たして本当にそうなのか。高齢者の方が、アンケートを受ける方がそういう被害に遭ったことも請求されたこともないというふうに答えているけれども、その悪徳商法の人たちから、業者からアプローチがあったかもしれないけれども、認知していなかったということもないのかなという気がしているわけです。

といいますのは、勧誘されたこともない方が56%という数が多いか少ないのかというと、私はもっと勧誘されているのではないのかという気がしてならないのです。というのは何かといいますと、自分の近所を見回すと、半月とか一月ぐらいでテナントをかりて、外から見えないようにして、お年寄りが中に入っていて、健康器具の治療を受けて、喜んで帰っている人たちがたくさんいて、こういうものも悪質商法のカテゴリーに入らないわけですか。催眠商法という意味ではないかなと思ったのですが、それはどうなのですか。

○消費生活部長 この質問の前提としましては、5つの商法を説明して、それでアンケートを行っていきまして、先生のお話になった「催眠（SF）商法」と「利殖商法」「次々販売」「点検商法」「架空請求」という5つを説明して、60歳を過ぎてから被害に遭ったことがありますかということで聞いております。その結果で一応、こういう回答をいただいているということでございます。

○後藤会長 よろしくをお願いします。

○崎山委員 数字はそれでわかります。そのアンケートを受けて、担当者の理解はどういうふうに受けとめているのですかという話を、今、聞いたのです。

といいますのは、この数字はこの数字としていいのですが、実は勧誘を受けているけれども、そういう認知をしていない高齢者が潜在的にたくさんいるのではないのですかという話を私は聞きたかったのです。どういうふうに受けとめているのか。

○消費生活部長 あくまでもアンケート調査結果ですので、その方の御認識で答えていただいていますので、そういう経験に気がついていないと回答には出てこないことはあろうかなと思っております。

○後藤会長 よろしいですか。

○崎山委員 わからないけれども、わかりました。

○後藤会長 ほかにございますでしょうか。

越山委員、よろしくをお願いします。

○越山委員 5ページの図表1－5の相談状況に関連してです。実は高齢者の福祉用品での製品事故というものは、件数的には多くはないですが、非常に重篤度が高くて、介護用ベッドや電動車椅子の事故では死亡するケースがあります。あとは家庭用燃焼機器での火災の事故の中でお年寄りのお住まいで火災になるというケースも結構発生しています。この図表1－5では、センターでの相談内容のほとんどが契約上の問題ばかりのようにみえますが、むしろ消費生活センターさんと福祉の部門との接点の一つとして介護用品等の身の回りの製品安全問題も存在します。事故の情報を上手に伝えるというのはやはり一つの役割になっているのかなと思います。この図表1－5からですと、相談の実態が限定的に見えてしまいかねないので、製品安全のそういう実態もあるということを参考までに申させていただきますということです。

○後藤会長 どうも、貴重な御意見ありがとうございました。

御意見ということでよろしいでしょうか。

○越山委員 はい。

○後藤会長 それでは、次の議事もありますので、一旦区切りたいと思います。また最後に全体を通して御発言いただく時間をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは「第3章 消費者被害防止のための高齢者見守りを進める上での基本的考え方」の部分です。御発言はいかがでしょうか。

それでは、最後にまた振り返りますので、第4章に移らせていただきたいと思います。「第4章 東京都及び区市町村が取り組むべき方向性」についてで御発言はありますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○沢田委員 ありがとうございます。

大変詳細なおまとめ、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

この内容そのものには全く異論はございませんが、今後に向けてということで、25ページの民間事業者との連携の話に関連して1つ御提案させていただきたいと思います。

今は補完的な位置づけになっていますけれども、将来的にはここはもっと民間の知見を生かしていく必要があるのではないかと思います。内閣官房のIT戦略本部がオープンデータ戦略というものを打ち出しています。国や自治体が持っている情報をもっと公開して、民間が課題解決のためにいろいろ使えるようにするというのを推進しています。そのような要素も含めて考えますと、いろいろ浮かんでくることもあるのではないのでしょうか。

1つには、福祉部門との情報連携が十分ではないというお話がありました。福祉部門の側で、消費生活部門で起こっている問題を正確に把握できていないということもあると伺いましたが、その一つの解決策としては、消費生活部門に入っている被害情報。これはもちろん、個人情報が多く含まれるわけですが、個人情報を削除した形で、被害事例に関してきちんと分析をする。そこは宝の山だと思いますので、行政内部だけでということではなくて、差し支えない形で民間に渡して、民間が分析する。どうすることが被害への対応として必要かとか、悪質商法の手口の分析、悪質業者そのもののトラッキングもできるというふうに思っております。

もう一つは、被害を未然に防ぐために、被害情報から、被害に遭う人は一体どういう行動パターンをとるのかという分析です。これもかなりプライバシーに触れる部分ではありますが、そこに留意しつつ、例えばほかの行政サービスでは何を使っているかとか、老人

クラブに顔を出すタイプの人かどうかとか、最近銀行に行ったとか、行動履歴的なものですが、そういったことを、もちろんプライバシーに触れない形でと何回も言いますが、マッシュアップして、こういうパターンに当てはまる人は見守りの対象にする。被害が起こる前に情報をキャッチしてアラートを出すということを、今のITの力をかりればできるのではないかと。これも民間の力をかりればいいところではないかと思っております。

最終的に、一番身近なところ、先ほどのシルバー交番といったところの方がその情報を持っていれば、こういう条件に当てはまる人は、今は何も起こっていないけれども、重点的に見守りをすべきであるということ、どういう人を見守らなければいけないかということのためにデータを活用していただくのが有効ではないかと思います。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

ただいまの御意見に関して、何か都のほうからコメントはございますか。

○消費生活部長 お話の観点も少し、今後検討していく必要性はあるかなと思っております。

被害情報については、国の国民生活センターあるいは都のセンターも、今、こういう被害が起きていますとか、あるいは処分をした情報についてはかなりタイミングよく発信していると思うのですが、一応この中で、部会のほうで御議論いただいた中でも、そういう情報が実際に見守りをしている方に、自分たちの地域でも起こっていることというふうに伝えていくことの工夫がやはり必要で、そこをどうしていくかが重要であるということで御議論をいただきましたので、いただいた御意見なども踏まえながら、実際に現実、自分の身近で起きていることをどう伝えていくかというのは少ししっかりと検討していかなければいけないかなと思っております。

以上でございます。

○後藤会長 ありがとうございます。

沢田委員、よろしいですか。

○沢田委員 はい。

○後藤会長 ほかに御意見はございますか。

飛田委員、よろしくお願いします。

○飛田委員 今回のこの取りまとめは大変、調査に基づいてよくまとめていると思うのですが、第4章について感じましたことなのですが、例えば23ページの

上のところで、これから平成28年6月までに消費者安全法で安全確保地域協議会の設置ができるといいますか、それをつくることが可能とされたというところがありますが、ここは先ほどの御意見とちょっと違う観点から申し上げますと、個人の秘密をここで共有していくということも可能であると書かれていますね。これについては、私は大変被害が多発しておりますので、個人をいかに救済していくか。救済から漏れていた人たちをすくい上げていくかという視点が今後とても重要になってくると考えておりまして、こういう情報を生かすとするれば、例えば成年後見制度につなげていく必要性のある人が両者の、福祉と消費生活のほうの連携によってあぶり出されてきた場合、そちらにつなげていく方法も一つは必要ではないかということを感じながら、この部分では読ませていただきました。

それから、従来の福祉のサービスを受けていない、比較的、何とか元気に核家族あるいは夫婦世帯で頑張っているような高齢者についてなのですが、一つはサ高住、サービスつき高齢者向け住宅など、新たにつくられている高齢者の住まいの制度では、見守りという立場の人が日中はいることになっているわけなのです。そういう方々はどちらかといいますと生存確認とか、その人の、こちらで言えば生命の問題について関心を持つということがまずポイントになり、それから、生活相談にも応じる役割を担っているということのようなのですが、そういう住宅は今まで制度の中に入ってこなかった人たちが利用するケースが考えられると思っております。その住宅が大変ふえてきておりますので、そういう観点から、見守りネットワークから漏れてきそうな人をこれからすくい上げていくにはどうしたらいいかという視点をまたこちらでも持っていく必要があるのではないかと思います次第です。その辺のところの体制をどうしていただくかということ。

もう一つは、事業者さんを補完する取り組み、25ページのあたりで1つ思いましたことは、前回のときに申し上げるのをうっかりしたのですが、家に入っているクリーニング屋さんの、定着している場合なのですけれども、クリーニング屋さんの協力も重要ではないかと思います。生活の異変が起こってくるということの最初のきっかけがわかること、そのきっかけとして気がつくことは、季節感がなくなってきた、衣類の洗濯も、洗濯というのは洗うほうもそうなのですが、選び方も変わってくるという異変がよく指摘されております。そういう意味では、外部の民間事業者の中で、家に訪問して、常に出入りして、クリーニングを請け負っているような事業者さんも中に組み込む必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御意見は要望という部分があったと思いますが、何か都のほうから御発言いただくことがあればよろしく願いいたします。

○消費生活部長 成年後見人制度を活用というのは非常に重要な取り組みであると思いますので、その辺は主には区市町村の役割だと思いますので、そういったところもしっかりと支援というのでしょうか、位置づけていけるといいのかなと思っております。

あと、通常の福祉の見守りから漏れている方へのアプローチというのは、区市町村でもかなりそこが難しいというアンケート結果も出てきておりますので、そこへのアプローチの手法の支援としていろいろな啓発グッズの活用みたいなことも支援の一つの仕方としてあるかと思っておりますし、また補完的な仕組みということで、今回は宅配事業者さんからの直接の情報提供ということで、そのなかなか手が届かないところへのアプローチということでこの中で御議論いただいて、位置づけさせていただいているところでございます。

また、クリーニング屋さんとかいろいろな形で地域の住民の方と接している事業者の方にも見守りの中に加わっていただいて、今、お話をいただいたような、被害の発見に役立つような仕組みというものは重要だと思いますので、その辺も区市町村のほうにしっかりと情報提供して、見守りの体制をよりいいものにしていけるような形で都としても取り組んでいきたいと思っております。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

よろしいですか。

どうぞ。

○飛田委員 サービスつき高齢者向け住宅というものがございまして、それは今、大変ふえてきております。そこに居住している人の安否確認とか生活相談に乗る専門職の人が入ることになっておりまして、もう既にたくさんいろいろな事業者さんが住宅をつくり、制度が発足しているわけですが、そういうところにいる方々との連携が漏れている方々をすくい上げる一つの網になってくるのではないかということを思います。

もちろん、普通の自分の持ち家とか普通の暮らし方もそうなのですが、そこから不安を感じてそういう住宅に移る高齢者も出てきているわけなのです。自分の持ち家からそういうサ高住に移ろうとしている人で、もちろん、有料老人ホームなどもありますが、そちらは別としまして、そのあたりも視野に入れていただく必要があるように、サ高住に限らな

と思いますが、高齢者向けの住宅です。高齢者のための住宅というところも、いわゆる介護施設でない住宅に少し視野を広げていただく必要があるのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

西田委員、先ほど手を挙げていらっしゃいましたので、よろしくお願いします。

○西田委員 先ほどの沢田委員の繰り返しのところもありますが、さきほど民間の力も使って、このデータをオープンに活用していこうという御発言があったかと思います。それに関してなのですが、この22ページの「(3) 見守り関係者等地域への情報提供」というところがあり、部長のほうからも発言があったのですけれども、情報提供に関しては、国民生活センターとか東京都の消費生活総合センターから情報発信がされているというご説明があったのですが、消費者から寄せられるデータはかなり大規模でありまして、この分析は相当大変な業務ではないかなと思っています。

そういう意味では、そういうデータの分析力を強化するために、外部の研究機関であるとか分析をできるようなシンクタンクなどの民間と連携をするのが非常に大切ではないかなと思っています。そういう意味で、必ずしも一般へのオープンという意味ではなく、専門家などの限られた人に対して、データをオープンにして活用する仕組みが何かあるといかないかと思っています。ですから、次の23ページのアの①にもセキュリティ強化というものが書かれているのですが、セキュリティ強化だけではなく、そういう情報をどうオープンにして利活用していくかという方向も少し示されていると良いと感じました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

何かございますでしょうか。

○消費生活部長 分析をどれぐらいわかりやすくしていくかということは、まだまだいろいろ課題はあるかなと思っていますけれども、まず先ほどお話ししたのは、どう見守りの関係者の方に、消費生活センターですとか区市町村までは情報が行っていますので、それが実際に見守りをしているケアマネジャーさんとか、そういう回っている方に、介護事業者さんに伝えていくかということが一つ課題になっております。

そこについては、今、取り組んでおりますのは、そういう方向けの出前講座をこちらから、都や区が出かけていって出前講座をやって、こんな被害が起こっていますということをお伝えしておりますので、そういった中で具体的に、小まめにということでしょうか、数をかなりやっていかなければいけないということだと思っていますけれども、そういつ

たことを取り組んでいこうということで、その重要性についても部会のほうでは御議論いただいたということでございます。

○西田委員 ありがとうございます。

そういう意味で、分析結果を現場にどう分かりやすく伝えていくかというところと、データの分析力の強化も両方、大切だと思います。わかりやすく言えば、データの分析力に関しても不十分で課題があるのではないかと考えているのです。データの分析力を強化するような仕組みがあるといいと思っております。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、第4章について、河村委員、よろしくお願いいたします。

○河村委員 ありがとうございます。

今、幾つか出された意見との範囲とは同じなのですけれども、ちょっと別の観点から。分析していくとかデータを生かしていくということについて、全く異論はないのですが、そのときにやはりセキュリティということを本当に真剣に考えていかないと、特に今回、本人の同意がなくても個人情報の共有が可能になった。それが今までのいろいろな見守りしにくいことを解決していく一方で、それは沢田委員が使われた宝の山というのとは逆のほう、つまり悪質なことを考える人たちにとっても間違いなく宝の山で、彼らの求めている情報が集約されていくことになります。

ですので、23ページに「セキュリティの確保について十分留意」と書いてありますが、当然のこととして、そのちょっと上には「一方、個人情報の流出等の問題が後を絶たないことや、多くの関係者による情報共有も可能となる」と書いてあるわけですから、セキュリティの確保は当然のこと、秘密保持に努めましょうというお題目だけではなくて、例えばセキュリティの確保といいますと、コンピュータ室があつて、そこから出るときにはどうかというものがありますけれども、ここで言われているような地域協議会のような場合、データ漏えいだけでなく、紙で配布されたものが、関係者に悪気がなくても、悪意ある人の手に渡るということが起こることも考えられます、想定されるシチュエーションがいろいろあるのかもしれない。

そのあたりについて、そういうことこそ都から、どのように悪用されないために気をつける具体的なことがあるか、ガイドラインのようなものなのがあるといいのではないのでしょうか。せっかくの見守りが悪用されて、高齢者の最後のなけなしの蓄えが結局、悪質商法で取られてしまったということになってしまいますと大変残念です。今はまだ取り組み

自体が進んでおらず、これから頑張らしようというところなわけですが、この消費者安全確保地域協議会が浸透して活発になればなるほど、漏えいの機会は多くなるとも言えるわけで、その防止に力を入れないと、せつかくのことが裏目になりかねません。こういった問題への取り組み強化というものをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

これは都のほうでお考えとか御方針とか、何かございますでしょうか。

○消費生活部長 ここの２３ページのところのセキュリティの問題は多分、見守りの対象者を区市町村で住民基本台帳とか、そういうところから割り出してリストをつくることのできると思うのです。それを見守りしていただく方に提供するときの問題になってくると思うのですけれども、その際、全てのリストを提供する必要はないので、その地域で見守りをする人の地域の情報だけを提供するか、そういった一つ、注意点というのでしょうか。そういうものはあると思いますので、その辺については区市町村とやり方についてはいろいろ意見交換をしながら、セキュリティの確保みたいなものをしていかなければいけないと思っております。

ただ、そこのところを余りに強調し過ぎてしまいますと、見守りをする方が逆に、もらったリストをなくしてしまったときのことを考えてしまい込んでしまうということにもなりますので、そこのバランスをどうとっていくか。実際にその見守りがそういうリストによってちゃんとされるかどうかということがバランスをとっていくことも重要ですので、区市町村のほうでどういうふうにやっていけるのかということをよく意見交換をしながらやっていく必要があるのかなと思っております。

○後藤会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

上村委員、よろしくお願いします。

○上村委員 御提案をいろいろありがとうございます。２５ページの民間事業者さんも協力をしながらというところ２点お願いです。まず１点、御検討をお願いしたいことがあります。生協さんの宅配などで定期的に生活の様子、衣食住の様子を把握されていらっしゃる方がいらっしゃるのではないかと思います。生活全体を見守るときにうまく情報が交流できるようことを希望して２５ページの民間事業者の活用で、生協さんに関して御協力がいただけるといいのではないかと思います。ところが１点目です。

もう一点、生協さんなどでは衣食住のところは非常におわかりになると思うのですけれども、高齢者の見守りといいますと、金融関係の預貯金ファンド投資。この辺の問題が大きな問題として発生してきていると伺っています。昨日、実は首都圏の県や市町村の消費生活センターの出前講座などをやっていらっしゃる消費生活相談員の方に研修をさせていただいたのですが、どうも団塊の世代の男性がそういう出前講座を聞きに来るのですけれども、何となく聞く態度として、こんなものは知っているという雰囲気で聞かれる方が多いような気がする。自分たちは市場経済で現場に即したいろいろな知識を持っていて、今まで経済的にも活躍してきたとプライドを持っていらっしゃる方たちがどちらかというと弱者という形で話を聞かされてしまうと、どうも聞きにくいところがあるのではないかと思います。

今回は見守りということですので、見守られる弱者をどう守るかという雰囲気かと思うのですけれども、これから高齢者の見守りに関しては弱者としての高齢者だけではなくて、いろいろな可能性を持っていて、これから経済的にも能力を持って貢献してくださっている高齢者を、その可能性を見守るという雰囲気にしていただくほうが広がりが出てくるのかなと思った次第です。相続なども税制に関して話題になっており、家族信託とか新たな複雑な制度が入ってきているところですので、そういうものをきちんと使いこなしていけるような情報提供もできるといいかなと思った次第です。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御意見の中で、最後のところの見守りというものをどう考えるかというのは、何か都のほうでお考えとか、あるいは池本部会長から何かございますか。

どうぞ。

○池本会長代理 上村委員から、非常に大事な御指摘だと思います。実は地域での地域ネットワーク、広い意味での地域ネットワークというときには、高齢者被害を防止するときに、今回のこの報告書は、福祉部門で構築されている高齢者見守りネットワークに消費者部門もしっかりと連携をして、そこを活用していこうということに、ある意味ではポイントを絞った議論なのですが、もう一つ、東京都でもやっていますし、ほかの地域でもやっているものとして、消費生活サポーターであるとか地域のリーダーを養成して、そういう人たちが地域のいろいろな自治会とかきめ細かな連携・見守りをしていく。そういうときに、団塊の世代が地域に戻ってきた人たちをどう活用するか。この議論があると思います。

そういう人たちも消費者問題についてきちんと理解し、活動しながら、実は自分と、あるいは自分と同世代か少し上の人たちも見守っていくという、そちらの観点も次なる課題としてきちんと位置づけておく必要があるだろうと思います。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、第4章について、ほかにございますでしょうか。

里吉委員、よろしくお願いします。

○里吉委員 いよいよ、これから東京都と区市町村が取り組むべき方向性ということで、先ほど池本先生が発言されていた、特に新しい施策があるわけではない。地味だけれども、こつこつやっていかなければいけない。本当にそのとおりだと私も思います。

それで、21ページ、22ページにあります福祉と消費者部門との連携の推進のために何が必要なのかとか、それから、見守り関係者と地域への情報提供といったときに、先ほどお話ししたものと重なるのですけれども、やはり万一被害に遭った場合にもどういった対処をすればいいか。消費生活センターに相談すればどういう対応をしてもらえるか。22ページにも書いてありますが、このことを本当に福祉分野の方にわかっていただくということ、見守る側の人にもわかっていただくことがすごく私は力を発揮するのではないかと思います。

前もこの場で発言したかもしれませんが、私が相談に乗った方は、訪問ではなくて、あれは点検商法です。点検してたくさん修理するところが出ましたと言って30万円とか50万円というふうに言われたときに私が相談を受けて、消費生活センターに相談したら、業者の方と直接やりとりをしていただいて、手紙を書くのも書き方も教えていただいて、多分1週間ぐらいかけて何回も電話のやりとりをして解決してくださって、結局お金は払わないで済んだケースがありました。それから、簡単に1回で、これだったらクーリングオフですということで解決していただいたケースもありました。

実際に、最近はやりのオレオレ詐欺みたいな、振り込め詐欺みたいなものと、1回お金を送ってしまうとそれでもう返ってこないことがあるので、そういうケースだとかなかなか消費生活センターに相談しても、だからどうだという場合もあるので、いろいろなケースがあって、本当に解決するケースもたくさんあって、本当に役立っているということをどれだけの方に理解してもらえるかが一つは大事ではないかと思います。

その上で、ここには書いていないのですけれども、私はだからこそ、身近な地域でセンターがちゃんとあって、週5日、週6日、一定の時間開いていることがこれからますます

必要になるのではないかと思います。

私は世田谷区なのですが、世田谷区は88万区民27カ所、地域包括支援センターが、あんしんすこやかセンターという名前であるのですけれども、大体地域で、この方は見守りが必要だな、困ったなと思うような方のお電話をすると、その地域包括センターの方は大体知っているのです。何丁目の何々さんですね、もうこちらでつながっています。まだ介護保険にはつながっていませんが、時々お電話をしていますとか訪問していますということで、やはり地域の見守り、高齢者の見守りが福祉のほうでは大分進んでいます。

そういうところと連携する消費生活部門の相談センターがやはり各区市町村に1カ所はあって、少なくとも週5日開いていて、いろいろ相談に乗れることが大事だと思うのですが、三多摩のほうではまだそれがなかなか確立できていない。そして、相談員の方もすごく少ないという状態があるので、これは連携の話をさらに前に進めた場合の話ですけれども、そこもやはりやっていかないと、福祉も地域包括支援センターが誕生したときから相談がどんどんふえていって、今、人をふやしているのです。1カ所の人数を、3人だったものが4人、4人だったものが5人ということでふやしてやっている。

ですので、そういう意味では、本当に高齢者の方がふえて、高齢者の方を見守る体制をつくっていこうと思ったときには、福祉との連携は大いに進めるといいですか、そこを本当に土台にしてやるのが一番進めやすいと思うので、必要だと思うのですが、こちらの体制もつくっていくことも考えていかなければいけないと思いました。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

貴重な御意見で、都の今後の施策について御考慮いただけたらと思います。

先ほどから小林専門員が手を挙げていらっしゃったと思いますが、何かございますでしょうか。

○小林専門員 全体的なことも含めてよろしいでしょうか。

○後藤会長 はい。どうぞ。

○小林専門員 初めてこういう消費生活関係の審議会に出席し、いろいろな勉強をさせていただきましたが、基本的なところは、消費者問題は福祉問題と似ていると思います。どのように住民の情報を専門機関がキャッチするか、それをどのように地元に戻していくかということに尽きていると思いますので、双方向の情報のやりとりがどのようになるかということが私の一番大きな関心でした。

25ページの補完という概念に消費者問題の見守りネットワークの仕組みとなっています。福祉の方では、これも都で検討していただいた資料の注9のところに「高齢者等の見守りガイドブック」という冊子があります。この中では、一番左側が市町村のつくるネットワークで、真ん中が地域包括支援センターエリア、それから、右側が住民のネットワークという3つに整理してあります。また、中央の下のところのネットワークを見ていただきますと、この中には事業者が入っています。ですから、事業者は今、企業市民といわれるように地域の一員であるという位置づけにしています。

それで、一番左側の行政が関わるネットワークについてですが、行政による基盤づくりの2つ目のところに「民間事業者等協力機関との協定の締結」となっておりまして、この見守り協定がどこの自治体でもでき上がってきているようです。当然ですが、事業者の方はどこまでが福祉という見守り活動になるかがわかりませんので、こういう場合には見守り機関に連絡してくださいという協定を結ぶことによって、その情報が包括支援センターですとか行政に届くようになっていきます。ですから、消費の分野では補完なのかもしれませんが、福祉の見守りの分野ではこれは重要な情報で、新聞店とかいろいろな配達事業者などの情報は本当に重要なのです。その情報をどうやって集約し、どのように専門機関、あるいは、消費生活センターに連絡したほうがいいのか中間のところでの判断の仕組みが必要であるということについては、一応認識はでき上がってきているのではないかと思います。

ですから、地域には自治体との協定によるネットワーク、地域住民のいろいろなネットワークがあり、それをどうやって中間のところにある高齢者見守り相談窓口につなげるかということが課題かと思っておりますので、私がイメージしていた見守りネットワークのイメージと今回の部会で検討させていただいたときのイメージがちょっと違うような気がしました。先ほど池本部長に検討結果を御紹介いただきましたけれども、何か少しづれがあって、なかなか福祉と消費生活部門との連携は難しいのかなという気がして興味深かったのですが、いずれにしても補完という概念は検討していただいたほうが良いような気がしました。

もう一つ言わせていただいてよろしいでしょうか。

○後藤会長 どうぞ。

○小林専門員 これと関連して地域で情報を集約するという仕組みをどうするかということで、やはり行政の縦割りの仕組みをどうやって地域で総合するかという課題があると思います。

今回出させていただいて、やはり消費生活部門と福祉部門とがかなり分かれていて、行政的にはそれぞれ専門化していると思うのですけれども、その情報を地域で把握して、そこが動く仕組みになっていないというのが私は非常に強く感じたところで、今後の大きな課題だと思います。当然データにつきましても、一般データと特定データは違いますので、ビッグデータみたいな形でデータを分析することによってある種の傾向はわかるかもしれませんが、それを地域におろしていく仕組みも私は必要だと考えております。これからの課題として情報レベルでのやりとりが必要になってくるのではないかという印象を持ちました。

いずれにしても、今回のこのレポートは構造的な問題で、個々の事業では解決できない問題であると認識しておりましたので、福祉の立場からそれを申し上げました。よろしくお願いいたします。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

重要な課題をいただいたということで、ここで御意見を議事録に残すということでよろしいですか。時間の関係で、いろいろ大きな問題を取り上げている余裕が今はありませんので、今後の課題をいただいたということでよろしくお願いいたします。

それでは、これまで議論した各章あるいは全体について御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

増田委員、よろしくお願いいたします。

○増田委員 私も部会に参加させていただきまして、大変勉強になりました。

この件についてというよりは、議論の中で出てきましたデータベースとかセキュリティに関してなのですが、消費者問題に関してのデータ収集についてですが、消費生活相談員が消費生活センターの相談受付の現場で情報収集している。現在の目的は個別の相談の被害救済ということで、必要な情報をそこで収集し、記録していくということが行われておりますので、何を目的に情報収集するのかというところがこれからまた違ってくる可能性もあるのかなというふうに、今、お話を伺っていて思いました。

一つの相談を解決するためには、そこにまずいち早く信頼関係を築いて、その方からいろいろな情報を収集する。例えば銀行の通帳を見せてくださいということもありますけれども、必要のないときはそれはやりません。それができるかどうかは信頼関係の問題にもつながってきます。そういう意味から、何を目的に情報収集し、それをどこまで公開するのか、セキュリティはどうなのかということ、あと、その情報収集をして入力する相談員

の労力というものも関係してまいります。事業者の方の知見を活用することは非常に重要ですし、有効になるかと思えますけれども、そういうことも含めてバランスよく進めていただくと必要があるのかなと思いましたので、よろしくお願いいたします。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

宮阪専門員、よろしくお願いします。

○宮阪専門員 金融広報委員会の宮阪でございます。

ここに書かれている取り組むべき方向性については、あまり目新しいものや具体的なものでもない印象ですが、方向感として悪くないと思っています。これを一つ一つ成果に結びつけていくのは、結構時間がかかって大変だと思いますが、こうした施策については賛同しております。

また、議論の中にもペーパーの中にも出てきておりますが、福祉関係者の方々が被害防止のこと、いわゆる専門的な観点の質問等々、相談等々を消費生活センターにつなぐという、この仕組みも正しいことだと思いますし、消費生活センターの方々からいろいろな講座を福祉関係者の方々に提供するというのも、これも正しい流れだと思っておりますので、ここに書かれていることについては自分としては納得しています。

ただ、もう一点だけ追加したいという思いがありまして、それは「つなぐ」というのは言葉で言うと簡単に聞こえますが、「正しい言葉でつなぐ」というのは意外に難しいものです。「正しい言葉」でつなげるようにするには、いわゆる高齢者見守りの相談窓口となる福祉関係者の方が、最低限の一般社会常識、例えば相続であるとか、あるいは年金制度であるとか、そういった最低限の知識等々を知っていることがやはり大前提となり、そうした知識があってこそ正しく消費生活センターへ「正しくつなぐ」ことが出来ると思うのです。

そういう意味では、高齢者見守り相談窓口、あるいは地域包括支援センターの方々自身が自ら自主的に勉強しやすいような環境づくりという観点も大切であると思います。例えばいろいろな我々、金融広報委員会からも「くらし塾、きんゆう塾」といった刊行物や、「大人向けのためのお金と生活の知恵」といった教材などいろいろなものを出しておりますが、こういったものを蔵書させて頂くことも可能ですし、或いは何か環境作りに向けたサポートも出来るのではないのかなと思った次第でございます。

以上でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

よろしくお願いします。

○長谷川委員 ACAPの長谷川でございます。

検討作業、どうもありがとうございました。内容につきましては、特に異論はございません。

1点、私の感想として、この高齢者見守りネットワークのそもそもの目的というものは高齢者の方々を消費者被害から守るということでありますが、そのこととは最初のデータにあります、東京都の高齢者人口が65歳以上で264万人であるということですが、まさにこの264万人の方をいかに守るかという発想が必要かと思います。

さきほど関連情報を的確に集める云々という話がありましたが、情報はまさにこの264万人の方々について把握できるわけで、その情報をしっかりと分析、特定して収集整理できるのではないのかなと思います。その把握した状況に対してどのような対応が必要なのかを仕組みとして考え、行政も含めて対応していくことが、目的を達成する上で効果的なのではないかと考えます。これはやや乱暴な意見かもしれませんが、不特定を相手にするのではなくて、特定される方々を対象とするという認識を視点に置いたほうが施策にもめり張りがついてくるのではないかと感じました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

他に御意見はございますでしょうか。

飛田委員、よろしくお願いします。

○飛田委員 ありがとうございます。

東京都が区市町村とまず連携をとっていただき、また、区市町村それぞれの部署同士の連携は大変重要なことで、期待いたしておりますけれども、こちらから発信する、東京都の消費生活部門から発信する情報の中に、こちらの先生が先ほど言われていたような、製品に関する安全の問題とか、それから、暮らしにかかわる事故の問題です。高齢者は災害弱者でもあって、火災の発生などもこの8月、9月ごろですか。古い蛍光灯とか古い照明器具から火災事故が発生したり、それだけでなく、いろいろな事故が発生しております。ぜひ発信していただく情報の中に、それについて細かにということまで、煩雑になって大変だと思いますが、受けとめる方に、福祉の方が高齢者を訪問したときに、そういえばと思い出されるように、そういう周辺の事故、消費関連器具とか家具とか、いろいろなものにまつわる事故例も盛り込んでいただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

鹿野委員、よろしくお願いします。

○鹿野委員 時間も迫っていますが、一言だけ申し上げます。

今回の取りまとめについては、的確になさってくださいましてありがとうございました。全体としては、福祉でつくられてきたネットワークの存在を前提に、それを消費者部門でも活用していくという方向について、異論はございません。

ただ、福祉の問題と消費者の問題、特に消費者取引被害の問題とでは少々違うところもありますので、その点に十分留意する必要があると思います。例えば、既に河村委員がご指摘になったところでもありますけれども、消費者問題については、情報が悪用されるリスクについても考えなければならぬように思います。

都としては、高齢者に対していろいろな支援が必要であるということで、そのための人材の育成なども大切だと思うのですが、そのときに、様々な情報の共有が重要である反面、情報が安易に外部に流れることの危険性など、気をつけなければならない点もありますので、その点も含めて体制を考えていただければと思っていますところ です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

よろしいですか。

それでは、本日御審議いただきました御意見等について、答申までに整理、反映していきたいと思います。具体的な修文等の内容については、私と部会長にお任せいただき、その後、皆様に御確認いただくという形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○後藤会長 ありがとうございます。

それでは、本日の御審議の結果を踏まえて、そのようにさせていただきます。

それでは、今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、今後の審議スケジュールについて御説明いたします。参考資料②「消費生活対策審議会 今後の予定」というペーパーをごらんください。

本日御審議いただきました「中間のまとめ」につきましては、パブリックコメントを予定しております。お寄せいただいた都民の皆様の御意見を部会で御審議いただきまして、現在の「中間のまとめ」に都民の皆様の意見を反映したものを答申案として次回の審議会総会にお諮りし、最終的に決定したものを「答申」として知事に御報告いただくことを予定しております。

なお、記載がございますように、次回の第6回総会は12月18日金曜日の午前10時から12時、都庁内会議室で行う予定にしております。

開催の詳細につきましては、後日通知にてお知らせさせていただきますので、お忙しいところ恐縮でございますが、御予定くださいますようお願いいたします。

また、あわせて部会の日程も11月19日ということにさせていただいておりますので、部会委員の先生方にはどうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○後藤会長 では、以上をもちまして、本日の審議会総会を終了いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時51分閉会